

平成27年度

栃木県環境マネジメントシステム

外部評価報告書

1 外部評価の概要

「栃木県環境管理マニュアル」の規定に基づき、栃木県環境マネジメントシステム（EMS）の取組状況について、専門的かつ客観的な評価を行うため、外部評価委員会を設置し評価を実施するとされている。

(1) 外部評価委員

氏名	役職名	備考
小林 進一	一般社団法人栃木県産業環境管理協会 EMS内部監査員専任講師	委員長
今井 信行	NPO法人栃木県環境カウンセラー協会 理事	
富久田 茂	とちの環県民会議 企画委員	

(2) 評価対象

EMSの適用組織である全ての所属（311所属）及びEMS事務局（地球温暖化対策課）

(3) 対象期間

平成26年4月1日から平成28年2月15日

(4) 評価方法

書類審査を行うとともに、一部の所属を抽出し現地調査を実施した上で、EMSの取組状況についての評価を行った。

なお、評価に当たっては、EMSの取組が「栃木県環境管理マニュアル」に従って適切に運用されているかという視点で実施した。

現地調査は、環境負荷に着目して、庁舎管理を行う所属（172所属・施設）から18所属を選定し、実際の取組について現地に赴いて確認した。選定基準等は以下のとおり。

ア 選定基準

- ① 温室効果ガス総排出量（平成26年度実績）の順位が施設数の上位1割に入る施設から2施設を選定
- ② ①以外の庁舎管理を行う所属から16施設を選定

イ 実施期間

平成27年11月5日から平成27年12月16日

ウ 対象施設

（網掛けは選定基準①に該当。）

施設区分	所属名〔施設名〕
庁舎・事務所系 (オフィス系)	大田原県税事務所、安足県税事務所、県東健康福祉センター、矢板土木事務所
試験研究・検査機関	県南食肉衛生検査所、農業試験場いちご研究所、畜産酪農研究センター芳賀分場
県立学校	宇都宮清陵高等学校、上三川高等学校、石橋高等学校、佐野東高等学校、烏山高等学校、馬頭高等学校、高根沢高等学校、さくら清修高等学校
警察施設	宇都宮東警察署、真岡警察署
その他の施設	図書館

○：評価できる
△：さらに工夫することが望ましい
▲：改善を要する

(5) 書類審査及び現地調査の結果

ア 推進体制

- 各所属とも所属環境管理者、EMS推進員、事務担当者のもと、職員への環境情報等の伝達方法を工夫し周知徹底を図るなど、大変良く取り組んでいた。

イ 職員研修

- eラーニング研修は各所属とも良く取り組んでいた。職員全員が100点を目指して受講を繰り返している例も多く、職員の環境への意識は向上している。
- △ eラーニング研修は職員からの報告は紙で求めず、受講記録を一覧表にまとめて管理することで用紙削減を図ることが望ましい。
- △ eラーニング研修で非常勤講師等の未受講が見られた。常勤職員以外でも研修ができるような配慮をすることが望ましい。

ウ 所属目標

- 削減目標として、具体的な数値目標を掲げ取り組むことで成果をあげていた。
- 学校教育の中にEMSによる生徒への環境教育を掲げて取り組む例もあり、優秀な取組であると評価できる。
- △ 目標設定においては、職員の意見を踏まえ、日常業務を反映する活動を設定することが望ましい。
- △ 目標達成のためには、個別の具体的施策の有効性について十分に検証することが重要であり、レビューや効果算定等を充実させることが望ましい。

エ 地球温暖化対策実行計画（県庁率先実行編）等に基づくエコオフィス活動

- 栃木県地球温暖化対策実行計画（県庁率先実行編）を推進するための行動については、多くの所属に活動が定着し効果をあげていた。
- グリーン調達については、各所属とも良く取り組んでいた。
- △ 環境パトロール等の目先を変えた活動やハード面の投資を考えた中長期計画書の作成など、マンネリ化を防止する取組を行うことが必要である。
- △ 公用車燃料使用量削減のため、次世代自動車の導入計画を検討することが望ましい。

オ 法令遵守

- 「環境法令等確認票」やEMS事務局の「環境法令研修テキスト」を活用し、多くの所属が適切な対応を行っていた。
- △ 「環境法令等確認票」の各法令の特定にあたっては、法令（法律、施行令、規則）のどの条項が該当するのかをよく読んで確認すること（各法令の該当、非該当及び評価の「○」「－」「×」の記入については不備がみられる）。
- △ 小型家電リサイクル法に基づき小型電子機器の処理の扱いを明確化しておくこと。
- ▲ 一部の所属において、産業廃棄物、毒劇物・化学薬品及び危険物の保管状況や掲示板に不備が見られたので、早急に改善すること。
なお、一時保管している場合も同様の対応が必要である。
- ▲ 一部の所属において、フロン排出抑制法に基づく業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の点検が未実施であった。点検及び記録の保存を行うこと。

カ 緊急事態への準備

- 緊急事態対応手順書を整備し、消防訓練と併せて定期訓練を実施するなど適切な施設管理に努めている。
- △ 灯油等の漏洩事故が発生した場合の雨水の経路と放流口を確認しておくこと。
- △ 危険物の保管庫内では棚に転倒落下防止の措置を行うことが必要である。
- △ 使用していない焼却炉は汚染源を抱え込むことになるので撤去することが望ましい。

キ 内部環境監査

- 注意事項の内容はいずれも適切なものであり、内部環境監査は有効に機能していた。

ク その他

- BEMSを導入し、デマンド監視と併せて電気使用量の削減に取り組むことは素晴らしい取組である。
- 環境教育として地域の清掃活動を行うことは、地域貢献と環境意識の向上に大いに役立つ活動なので非常に素晴らしい取組である。
- △ 毒劇物その他化学薬品を保管している場合は、緊急事態に備えて安全データシート（SDS）を備えておくことが望ましい。

2 評価

（1）総合評価

平成23年4月から対象範囲を全庁とした本県独自のEMSは取組5年目となり、環境保全活動が着実に浸透し、効果を上げている。

全体として概ね適切であると評価するが、重要度の高い活動においては徹底した取り組みが必要であるため、いくつか改善を提案する。

（2）改善提案

- ア 一部の所属において、産業廃棄物、毒劇物・化学薬品及び危険物の保管状況や掲示板に不備が見られたので、早急に改善すること。
- イ フロン排出抑制法に基づく業務用エアコンや冷凍冷蔵機器の点検を行うこと。
- ウ その他
 - （ア）目標設定においては、職員の意見を踏まえ、日常業務を反映する活動を設定すること。
 - （イ）目標達成のためには、個別の具体的施策の有効性について十分に検証することが重要であり、レビューや効果算定等を充実させることが望ましい。
 - （ウ）中長期的な視点に立った施設改修や設備投資による高効率機器への更新や燃料種転換を計画・検討することが望ましい。